

# 川内地域における緊急時モニタリング体制

- 川内地域のUPZ内に緊急時モニタリング地点を48地点(上甕島及びPAZを除く薩摩川内市及び周辺8市町に46地点、上甕島に2地点)を設定し、防護措置の実施判断に係る連続測定を実施。
- 川内原子力発電所敷地内6地点(原子力事業者)及びPAZ内16地点(鹿児島県)、合わせて22地点の測定局で連続測定を実施。
- UPZ外については、必要に応じて国が電力事業者の協力を得ながら、航空機やモニタリングカー等の機動的な手法を用いて緊急時モニタリングを実施。

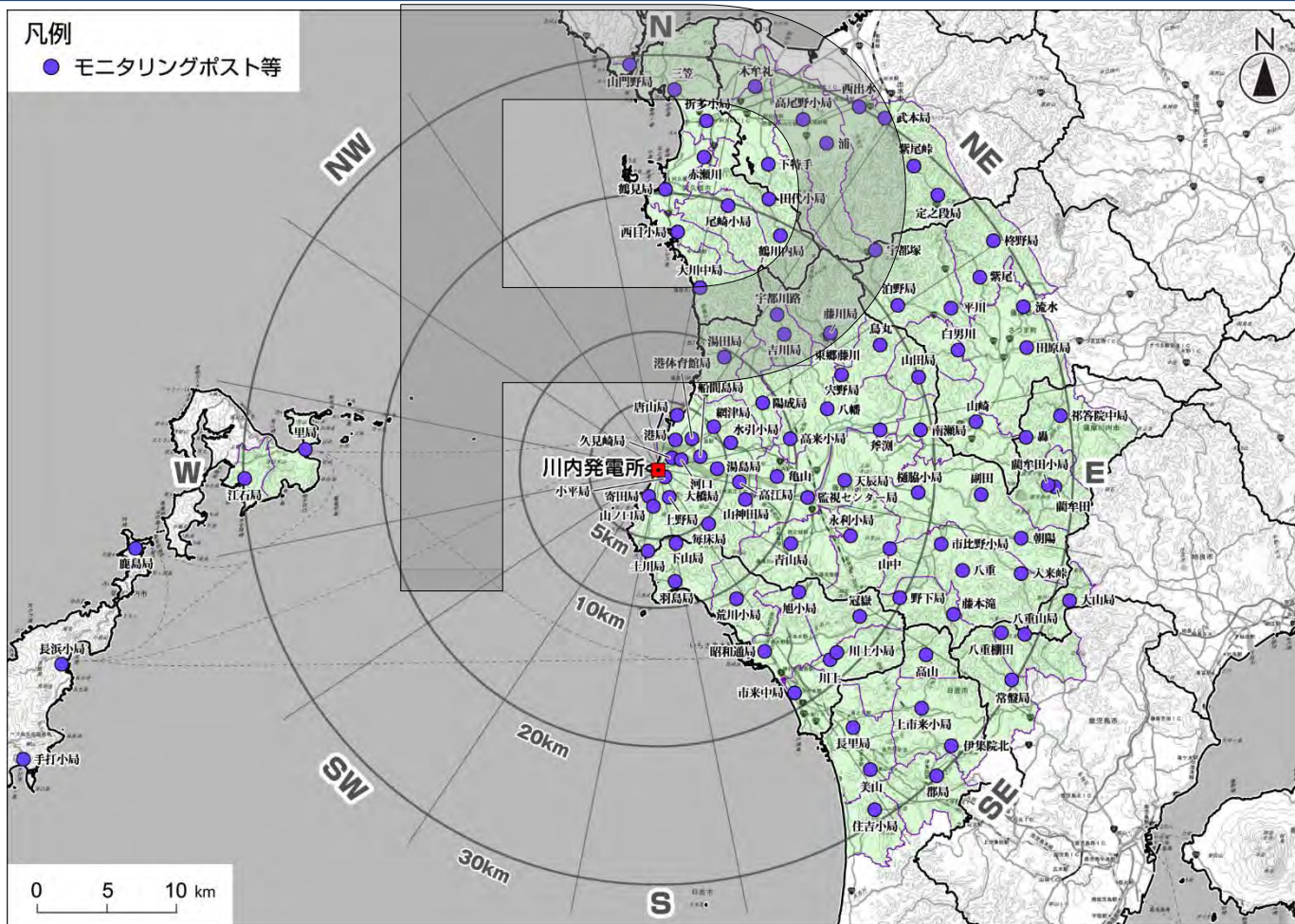


図 鹿児島県における既設固定観測局の設置場所

## ➤ モニタリングポスト等

- ・モニタリングポスト等(67局)で、川内原子力発電所周辺の放射線量を測定  
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
- ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポスト(14台)、GPS追従型線量率測定装置(30台)を配備

## ➤ モニタリングカー等

- ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)、その他、走行サーベイが可能なモニタリング車両を4台、可搬型モニタリングポストを運搬する専用車両を1台配備



モニタリングポスト【42局】  
(非常用発電機装備)



モニタリングポスト【25局】  
(ソーラ発電装備)



可搬型モニタリングポスト【14台】  
(蓄電池装備, 携帯電話通信機能付)



GPS追従型線量率測定装置【30台】

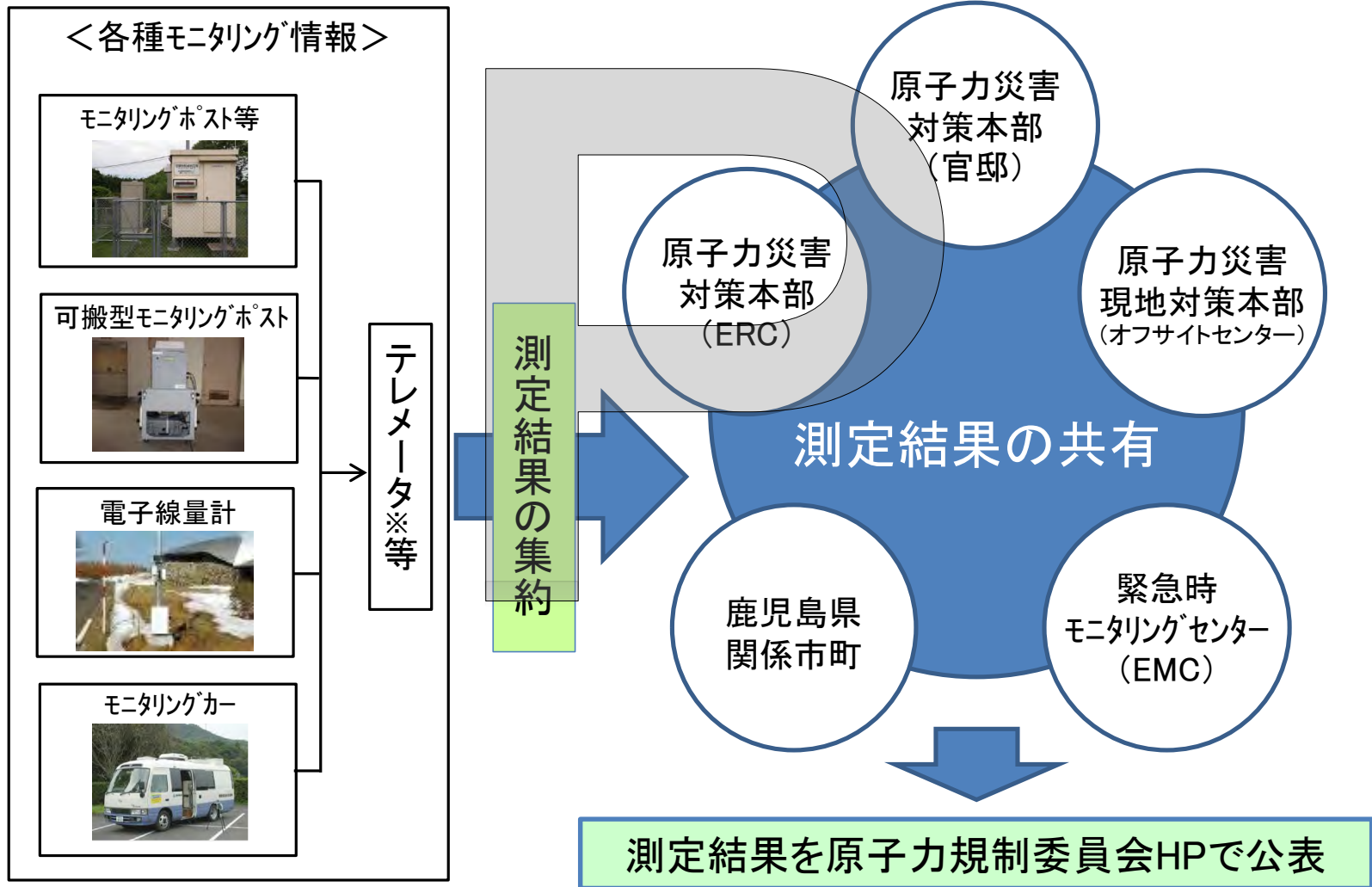


モニタリングカー【1台】



可搬型ダストヨウ素サンプラー【13台】

- 緊急時モニタリングの結果は、緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムにより集約、EMC等の関係機関と共有し、防護措置の実施判断に係る検討に活用するとともに、ホームページにより公表。



※テレメータ: モニタリング情報収集装置



- 施設敷地緊急事態に至った際における、モニタリングの実施項目等は、鹿児島県が策定している「鹿児島県緊急時モニタリング計画」を踏まえ、国が「緊急時モニタリング実施計画」により定める。なお、同実施計画は、事態の進展に応じて、随時、改定を行う。
- 緊急時モニタリングは、当該実施計画に基づき緊急時モニタリングセンターが主体となって実施する。また、UPZ外、海域及び空域等の広域のモニタリングについては国が中心となって原子力事業者等の協力を得て行う。
- 緊急時モニタリングセンターでは、防護措置の実施判断のため空間放射線量率の測定を優先して行うとともに、大気中の放射性物質濃度測定等を行う。

鹿児島県緊急時モニタリング計画

平成26年8月  
【初版】

鹿児島県

参照の上、策定及び改定

## 緊急時モニタリング実施計画(例)

### 【記載する項目の例】

#### <実施項目>

例)

- 空間放射線量率の監視強化
- 必要に応じた可搬型モニタリングポストの設置
- モニタリングカーによる測定の実施
- ヨウ素サンプラーの設置・測定
- 飲食物中の放射性核種濃度の測定 等

#### <実施主体>

例)

- 緊急時モニタリングセンター(測定分析担当)
- 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

#### <情報共有／報告の体制>

#### <注意事項>

等

### 【その他添付資料等の例】

- 測定項目一覧
- 地図及び観測局等の地点図 等

<緊急時モニタリング計画>

# 緊急時モニタリングに係る動員計画

- 防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、平成27年1月に「緊急時モニタリングに係る動員計画」が策定された。
- 緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の動員についてあらかじめ準備すべき事項、動員の要請の手順等を定め、要員及び資機材の円滑な動員に資することを目的とする。

## <概要>

原子力災害対策指針においては、緊急時のモニタリングの実施に当たって、国、地方公共団体及び原子力事業者は、目的を共有し、それぞれの責任を果たしながら、連携し、必要に応じて補い合うこと、関係指定公共機関は専門機関として国、地方公共団体及び原子力事業者による緊急時モニタリングを支援することとされている。

動員計画においては、緊急時モニタリングの広域化や長期化に備え、要員及び資機材の円滑な動員に資するため、

- 地方公共団体、原子力事業者、関係指定公共機関等(以下「関係機関」という。)から動員可能な要員及び資機材の情報の調査方法
- 上述の情報の更新の方法
- 緊急時モニタリングセンター、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部(全面緊急事態においては、原子力災害対策本部)事務局及び関係機関の調整プロセス等について規定。

関係機関の要員及び保有資機材数  
(鹿児島県及び九州電力を除く。)

	要員 (数)	可搬型モニタ リングポスト (台)	モニタリング カー(台)
国	14	40	9
道府県	885	208	26
電力事業者	598	39	32
関係指定 公共機関	111	21	5

※ 各資機材については保有数を記載。

- ▶ 緊急時モニタリングによる実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、原子力災害対策重点区域における全ての一時移転等の実施単位毎に設置されることが必要であり、川内地域では、既に既設モニタリングポスト等の値に基づき、一時移転等を実施する範囲と対応付けている。
- ▶ 鹿児島県については、既設モニタリングポストの全てについて非常用発電機等が設置されているほか、既設モニタリングポストの故障等に備え、可搬型モニタリングポスト等を保有している。

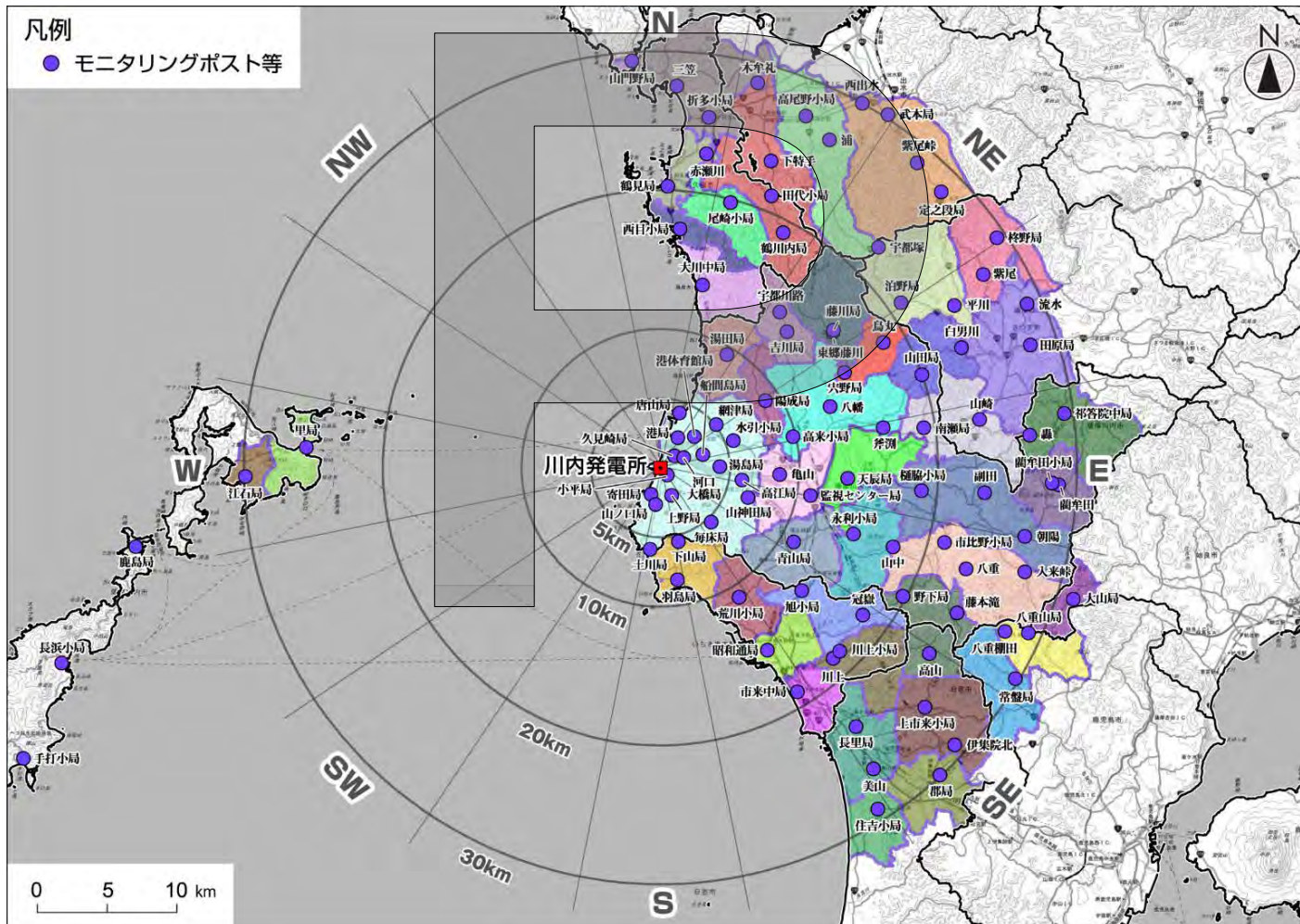


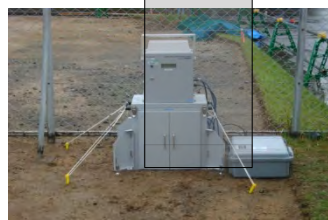
図 川内地域のモニタリングポスト等地点及び一時移転等の実施単位



- モニタリングポスト等
  - ・モニタリングポスト等(5局)で、発電所敷地境界付近の放射線量等を測定  
※電源等の喪失が発生しても測定や伝送が中断しないよう、非常用電源や通信回線の強化を実施
  - ・万一、モニタリングポスト等が使えなくなった場合に備え、可搬型モニタリングポストを別途配備(5台)
- 可搬型エリアモニタ
  - ・施設敷地緊急事態に至った場合、可搬型エリアモニタを設置して、原子炉格納施設を囲む8方位(8台)の放射線量率を測定
- モニタリングカー及び可搬型放射能測定装置を搭載した専用車両
  - ・放射線量、放射性物質濃度を測定する測定装置や機材を搭載したモニタリングカー(1台)及びサーベイメータ等を搭載した専用車両(1台)を配備
- 可搬型放射能測定装置
  - ・発電所及びその周辺の放射線量線量率、放射線物質濃度を可搬型放射能測定装置(サーベイメータ等)で測定
- オフサイトの協力
  - ・緊急時モニタリングセンターに必要な人員を派遣するほか、状況に応じてサーベイメータ等の資機材を活用して、オフサイトの緊急時モニタリングに協力



モニタリングポスト等【5局】



可搬型モニタリングポスト【5台】  
(衛星電話等による通信機能付)



可搬型エリアモニタ【8台】



モニタリングカー【1台】



サーベイメータ等を搭載した  
専用車両【1台】



(サーベイメータ)

(ダストサンプラ)

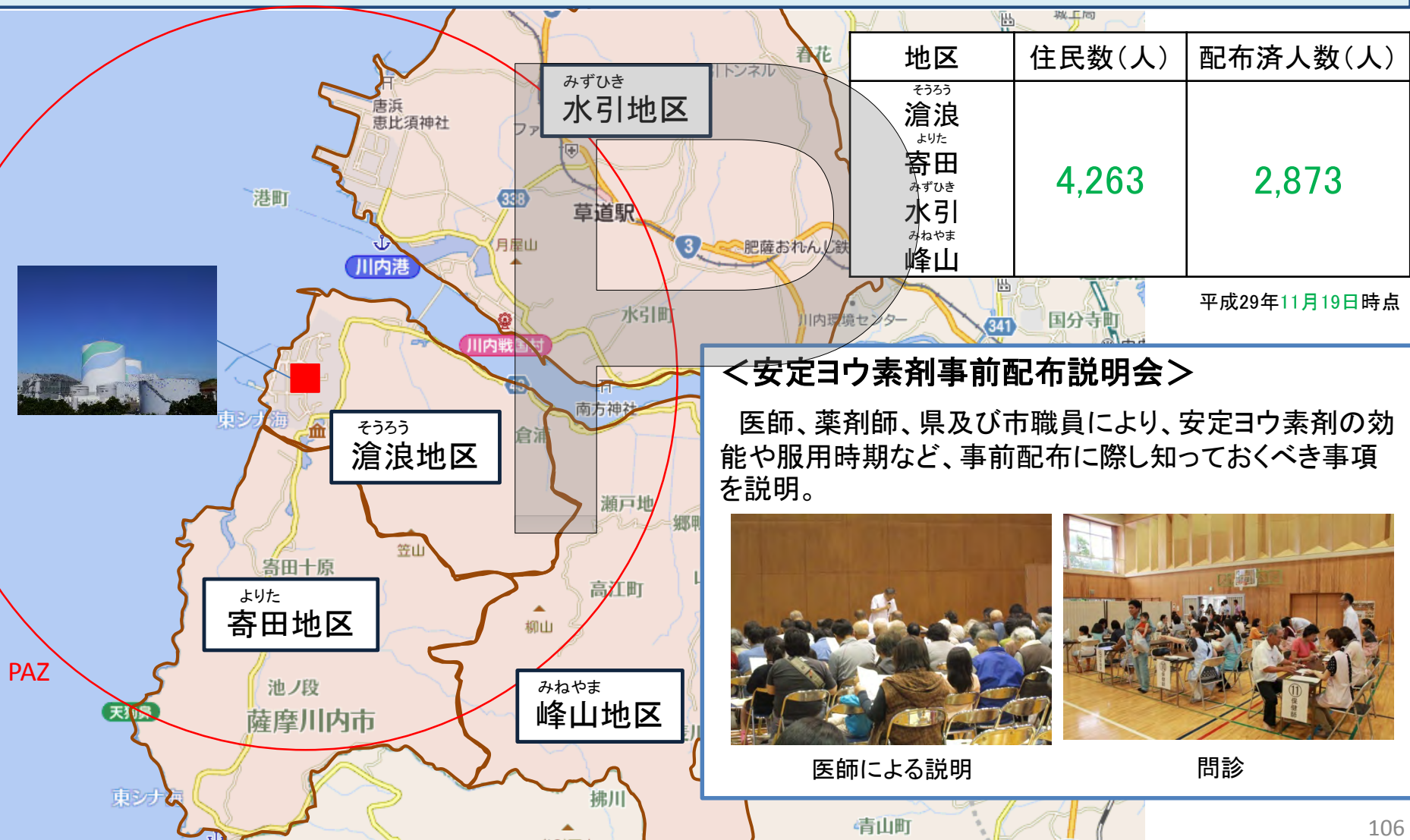
車両に搭載する可搬型放射能測定装置の例

# 9. 原子力災害時の医療の実施体制 (安定ヨウ素剤・避難退域時検査・簡易除染を含む)



# PAZ内住民に対する安定ヨウ素剤の事前配布

- 鹿児島県では、PAZ内住民を対象に30回の説明会と22回の配布会を実施し、平成29年11月19日現在、2,873人に事前配布を実施した。今後も継続して説明会を実施し、未配布者に対するフォローを実施。
- 乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤についても事前配布と備蓄を実施。
- PAZ内すべての学校、保育園、病院、社会福祉施設に加え、希望する事業所にも安定ヨウ素剤の備蓄を実施。



## ＜安定ヨウ素剤事前配布説明会＞

医師、薬剤師、県及び市職員により、安定ヨウ素剤の効能や服用時期など、事前配布に際し知っておくべき事項を説明。



医師による説明



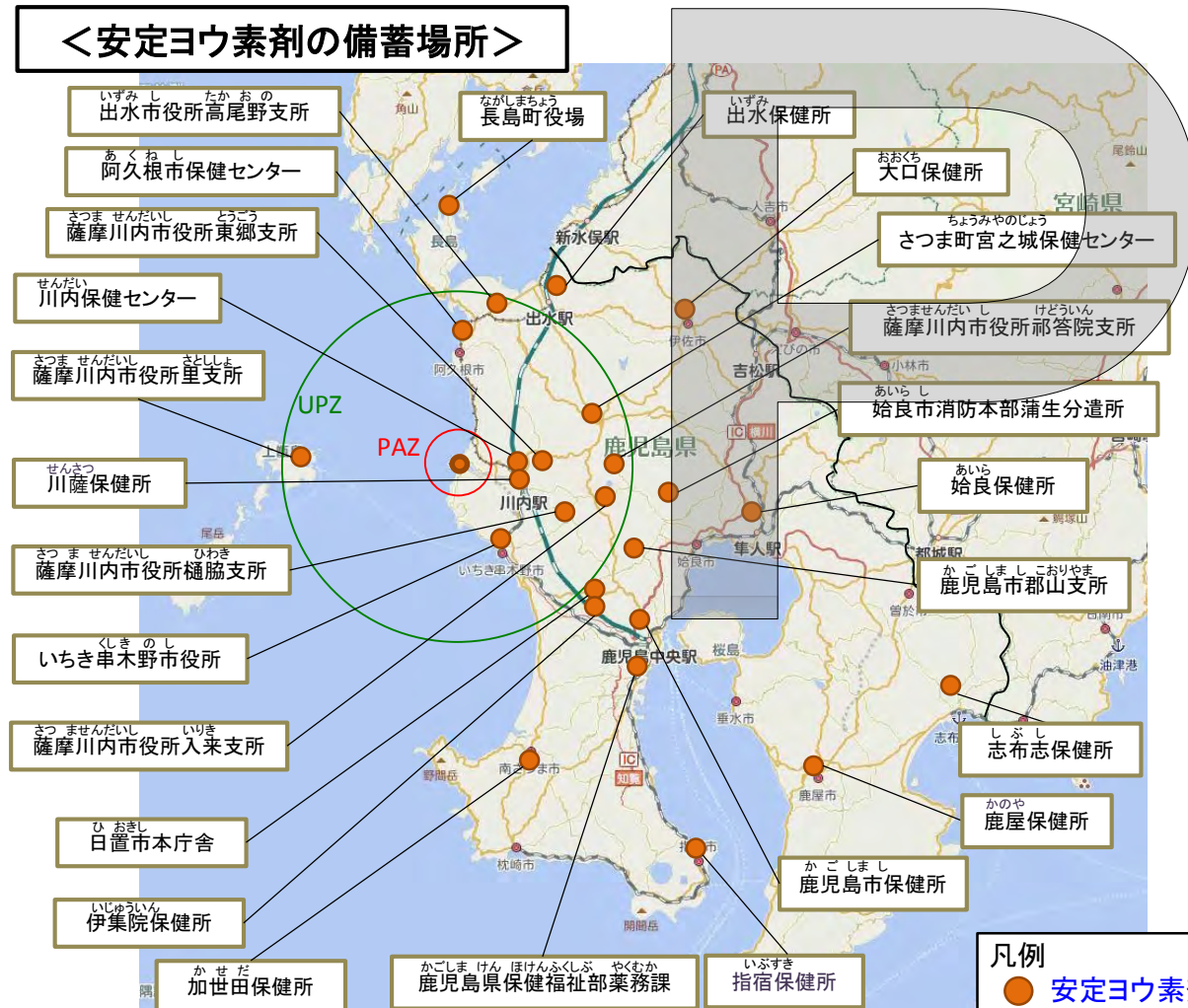
問診

# 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の備蓄状況と緊急配布

- 避難住民等に対する安定ヨウ素剤の緊急配布に備え、14箇所の関係市町施設及び11箇所の保健所等に合計約102万丸の丸剤と約2,000gの粉末剤及び乳幼児向けのゼリー状安定ヨウ素剤約2万包を備蓄(平成30年2月現在)。
- 緊急配布は県及び関係市町職員が、備蓄先よりUPZ内緊急配布場所※及び避難退域時検査場所へ搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- なお、UPZ内に居住し、障害や病気などにより緊急時に安定ヨウ素剤を受け取りに行くことが難しいなど一定の要件に該当する住民に対しては、平成30年度から事前配布を実施予定。

※ 緊急配布場所として、UPZ内の避難経路上で公共施設等(12か所)を候補地としてリストアップ済み(平成30年度以降も順次拡充予定)

## <安定ヨウ素剤の備蓄場所>



## 安定ヨウ素剤備蓄場所

25箇所

〔関係市町施設: 14箇所  
保健所等: 11箇所〕

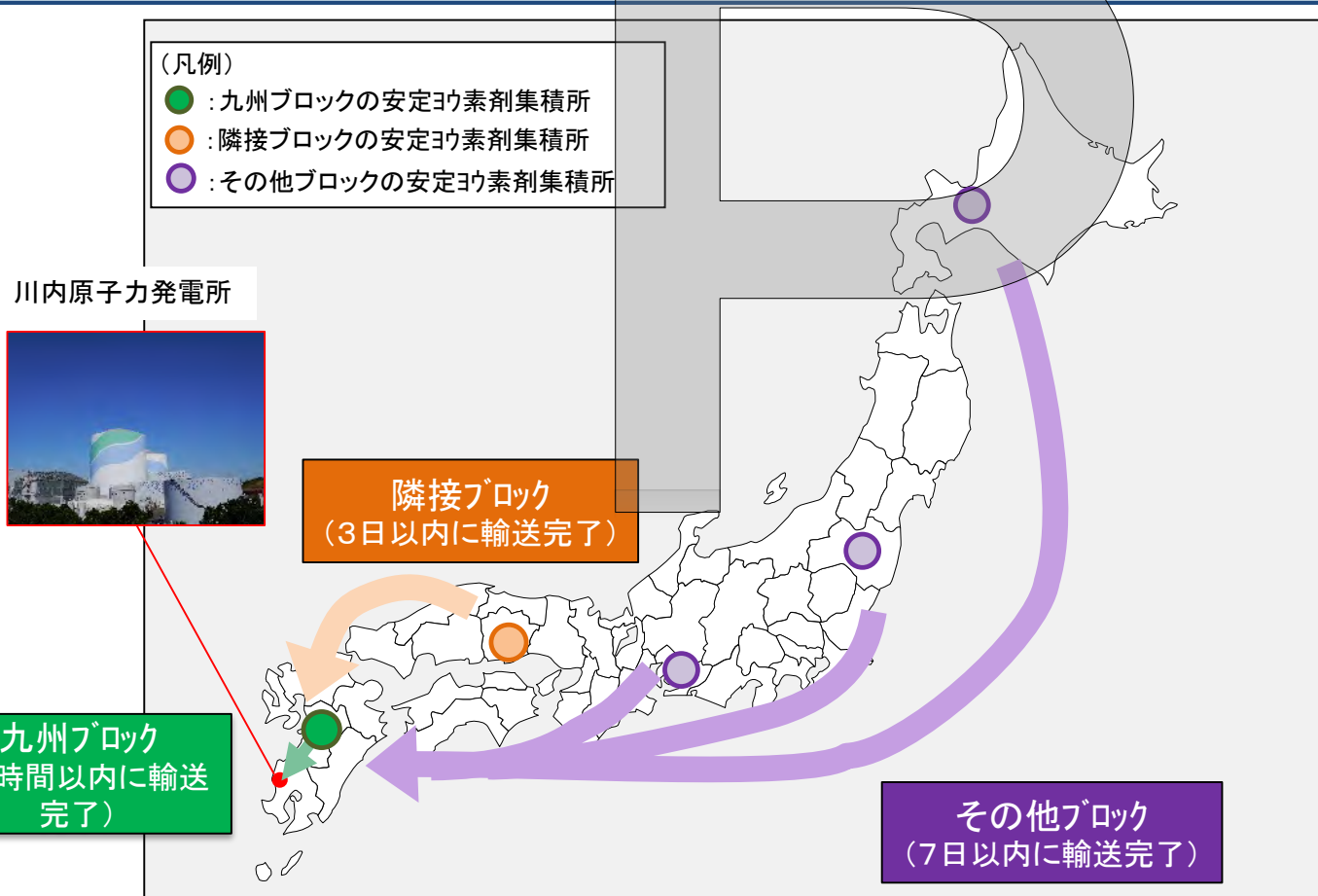
県及び市町職員により、安定ヨウ素剤の搬送を実施

## 安定ヨウ素剤の緊急配布を実施

- ・UPZ内緊急配布場所
- ・避難退域時検査場所

# 国による安定ヨウ素剤の確保体制

- 国は、UPZ内外において安定ヨウ素剤が不足した場合に備えた備蓄を実施しており、全国を5つのブロック(北海道、東北・関東、中部、中国・四国、九州)に分け、5か所の安定ヨウ素剤集積所に平成30年度までに丸剤200万丸、平成31年度までに小児用ゼリー剤15万包の備蓄を実施。
- 緊急配布場所への輸送は、九州ブロックの安定ヨウ素剤集積所から24時間以内、隣接ブロックの安定ヨウ素剤集積所から3日以内、その他ブロックの安定ヨウ素剤集積所から7日以内に完了する体制。
- さらに、不足の場合には、民間工場での全力生産及び海外からの援助等により、必要数を確保。



川内オフサイトセンター  
(鹿児島県原子力防災センター)



安定ヨウ素剤集積所



UPZ内外の安定ヨウ素剤  
緊急配布場所